

○東京藝術大学における教育研究施設の有効活用に関する内規

〔平成14年1月17日〕
制 定

改正 平成16年6月9日 平成23年3月29日
平成25年10月24日 平成27年3月26日
平成28年3月24日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京藝術大学における教育研究施設の有効活用に関する規則(以下「規則」という。)第5条の規定に基づき、教育研究施設(以下「施設」という。)の有効活用を図るため、施設における適切な使用面積の配分及び施設の弾力的な運用を行うための共用教育研究スペース(以下「共用スペース」という。)の確保に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の点検・評価に関する調査)

第2条 規則第2条の規定による施設の点検・評価に関する調査(以下「調査」という。)は、次の各号に掲げる区分により、原則として毎年実施する。

(1) 教官研究室、学生研究室、アトリエ、工房、レッスン室等の教官及び学生が専有して利用する部屋にあっては、狭隘度の調査

(2) 講義室、共通アトリエ、共通工房、練習室、実習室、実験室等の共通に利用する部屋(前号に掲げる部屋を除く。)にあっては、稼働率の調査

(3) 共用スペースにあっては、使用形態に応じ、狭隘度又は稼働率の調査
(共用スペースの確保)

第3条 共用スペースは、施設の2割以上を演習室、ゼミ室、アトリエ、工房、ギャラリー、合奏練習室、練習ホール及び多目的スペース等のために確保する。

2 共用スペースの面積及び位置の指定については、施設・環境室(以下「室」という。)における調査・検討に基づき、室が決定する。

3 共用スペースの面積及び位置の指定は、原則として5年に1度、調査の結果に基づき、見直すものとする。

(共用スペースの使用申請)

第4条 共用スペースを専有して使用することを希望する者、グループ又は学科等は、共用スペース使用申込書(別紙様式1)を所属の使用責任者を經由して、資産管理責任者に提出するものとする。

(共有スペースの使用許可)

第5条 資産管理責任者は、共用スペースを専有して使用する者(以下「使用者」という。)の選定について、次の各号に掲げる事項を勘案し、室の審議を経て決定する。

(1) 調査の結果、特に狭隘と認められる教育研究分野等

(2) 学術的、先端的なプロジェクト研究等の実施又は実施予定の教育研究分野等

(3) 臨時的に研究スペース等が必要となった教育研究分野等

(4) その他特別な理由がある教育研究分野等

2 資産管理責任者は、前項の規定により、使用を決定した者に対し、共用スペース使用許可書(別紙様式2)を交付するものとする。

(使用期間)

第6条 使用期間は、原則として2年以内とする。

(共用スペースの管理運営)

第7条 使用者は、自己の責任のもとに善良な管理に努めなければならない。

2 使用期間を終了した使用者は、使用した部屋を原状に回復の上、明け渡さなければならない。

(共用スペースの使用の取り消し)

第8条 次の各号に該当する使用者は、室が使用を取り消すことができる。

- (1) この内規の定めに違反した使用者
- (2) その他管理運営上特別な理由が生じた場合

(学長裁量スペース)

第9条 室は、期間を定めて競争的な研究資金を用いて行われるプロジェクト及び共同研究等（個人及びグループ占有）の利用に供するスペース（以下「学長裁量スペース」という。）を定めることができる。

2 室は、学長裁量スペースの利用者（以下「利用者」という。）から、当該施設の利用に伴う利用料（以下「スペースチャージ」という。）を徴収することができる。

3 スペースチャージの徴収金額は室が定める。

4 利用者から徴収したスペースチャージは、大学会計に帰属し、本学の運営に資するものとする。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、この内規の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成14年1月17日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年6月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。